

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことを最重要課題として位置付けております。

そのため、持続的な成長を支える必要な環境の整備を行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいりました。さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

株主総会招集通知の英訳につきましては実施しておりませんが、外国人投資家の株主比率が20%を超えた段階で実施を検討いたします。なお、2020年3月末における外国人投資家の株主比率は5.3%です。

【補充原則4-2-(1)】

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で支給しております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬と、賞与・ストックオプション等の業績連動報酬で構成され、固定報酬及び賞与については、社外取締役で構成される任意の取締役報酬委員会で決定されます。社外取締役に対しては、賞与の支給、ストックオプションの付与はしていません。現在、固定報酬と業績連動報酬の支給割合については明確に定めておりませんが、今後、報酬の設計方針等に関しては、取締役報酬委員会において議論を深めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有に関する方針

当社における政策保有株式は、取引先との中長期的・安定的な関係の構築や、取引の維持・強化等、事業活動上の必要性から、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、保有しているものです。また換金性の高い有価証券としての特性に鑑み、資金調達時の担保として備えている面もあります。

政策保有株式については、定期的に、保有全銘柄について配当を含めた中長期的な収益貢献額、含み損益等を取締役に報告し、その保有意義を検証するとともに、当社資本コスト等を加味して保有継続の適否を判断し、保有合理性のない株式については売却を進めております。

当社は2016年9月末時点で上場政策保有株式を144銘柄保有しておりましたが、2020年3月末時点で99銘柄まで縮減を進めました。

議決権行使の基準

当社は政策保有株式の議決権については、当該企業の長期的な企業価値の向上に資するように行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される場合や、社会的不祥事等コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じた場合には、関連する議案に反対票を投じます。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程に基づき、取締役と会社との間の取引の承認については、取締役会の決議が必要と定めています。さらに同規程では、取締役・会社間の取引をした取締役は、遅滞無くその取引の重要な事実を取締役に報告することが義務付けられており、取締役・会社間のいわゆる「関連当事者間の取引」については、取締役会による事前承認と取締役会への事後報告による監視の体制が構築されています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定給付企業年金制度を採用しています。年金資産の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状況にも影響を与えることを踏まえ、現在当社は、受益者への年金給付を将来にわたって安定的に行うため、下方リスクの抑制を重視した運用方針としています。

なお、企業年金の積立金は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関に運用を委託しており、運用状況のモニタリングを毎月行っています。

また、人事面においては、年金担当者が外部の研修等に参加し、専門性の向上を図るべく、研鑽を積んでいます。

【原則3-1 情報開示の充実】

3-1-(1)

当社の経営理念については、ホームページに公表しております。 <https://www.marusan-sec.co.jp/kaisya/rinen.html>

当社の中期経営計画につきましては、ホームページ「プレスリリース」で、2018年4月27日に公表しております「『第三次株式投信純増3ヵ年計画』策定についてのお知らせ」をご参照下さい。

<https://www.marusan-sec.co.jp/ir/press/pdf/180427.pdf>

3-1-(2)

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことを最重要課題として位置付けております。そのため、持続的な成長を支える必要な環境の整備を

行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいりました。さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

3-1-(3)

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項)

役員の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で支給しております。取締役の固定報酬の決定に際しては、企業価値の維持・向上の観点や、人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえ、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案しております。また、業績に対する取締役の労に報いるために賞与を支給する場合や、業績向上に対する意欲を一層高めるためにストックオプションを付与する場合には、別途、株主総会の承認を得ることとしています。なお、当社では社外取締役に対しては、賞与並びにストックオプションは支給又は付与していません。

監査役の固定報酬の決定に際しても、企業価値の維持・向上の観点や、人材確保の観点も踏まえ、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。監査役に対しては、賞与並びにストックオプションは支給又は付与していません。

イ)業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役の報酬の総額については年額2億円以内、監査役の報酬の総額については年額400万円以内とする旨のご承認をいただいております。今後、業務執行取締役の業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合等、報酬の設計方針等に関しては、取締役報酬委員会において議論を深めてまいります。

ロ)業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

業務執行取締役の賞与の決定に際し、「経常利益」及び「当期純利益」を指標とし、総合的に判断します。当該指標を選択した理由は、業績を評価するうえで客観性及び透明性を担保でき、業績連動報酬の指標として適切であると判断したためです。業務執行取締役のストックオプション付与の決定に際し、業績連動報酬の指標として特に定めるものではありません。業務執行取締役の賞与の額は、株主総会の決議の範囲内で、取締役会の委任を受けた社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定します。業務執行取締役に付与するストックオプションは、株主総会の決議により決定しております。

ハ)当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業務執行取締役に支給する業績連動報酬に係る指標の目標は定めておりません。

ニ)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

取締役の固定報酬の決定に際しては、企業価値の維持・向上の観点や、人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえ、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役職ごとにテーブルを定めております。賞与に係る役職ごとの方針は定めておりません。監査役の固定報酬の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

ホ)役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役の報酬の総額については年額2億円以内、監査役の報酬の総額については年額400万円以内とする旨のご承認をいただいております。また2020年6月22日開催の第100期定時株主総会において、上記の報酬額とは別に、社外取締役を除く第100期に在任していた取締役3名に対し、総額100万円を上限として賞与を支給する旨、及び社外取締役を除く取締役1名に対し、上記の報酬額とは別に、ストックオプションを300万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

ヘ)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の名称、その権限の内容及び裁量の範囲

(決定権限を有する者の名称と権限の内容及び裁量の範囲)

a業務執行取締役の報酬額を決定する権限を有する者:

取締役報酬委員会

取締役報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、業務執行取締役の固定報酬及び賞与の額を決定します。ただし、全取締役の報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。また取締役報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等に関し審議し、答申します。

b社外取締役の報酬額を決定する権限を有する者:

代表取締役及び社外取締役

社外取締役の固定報酬は、代表取締役及び社外取締役が協議のうえ決定します。ただし、社外取締役の固定報酬を含む全取締役の報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。

c監査役の報酬額を決定する権限を有する者:監査役

各監査役の報酬等に関する事項は、監査役の協議によって行うこととしております。ただし、監査役の固定報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。

ト)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会の手続の概要

取締役報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、業務執行取締役の固定報酬及び賞与の額を決定します。今後、業務執行取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関しては、取締役報酬委員会において議論を深めてまいります。

3-1-(4)

代表取締役

代表取締役の選解任の手続きは以下の通りです。

選任に際しては、社外取締役で構成される任意の指名委員会が、取締役会の諮問に基づき、代表取締役の選任に関し審議し、答申します。取締役会は指名委員会の答申を尊重し、選任を決議します。

解任に際しては、代表取締役が、公序良俗に反する行為を行なった場合、職務の継続が困難となった場合、また職務懈怠等により著しく企業価値を毀損した場合など、株主からの付託に応えることができないと判断されるときは、その他の取締役は指名委員会での審議を請求します。そのうえで取締役会を招集し、解任が妥当との指名委員会の答申がなされた場合には、その答申を尊重する取締役会の決議をもって、代表取締役を解任することができます。

取締役候補

当社の取締役候補の指名方針・手続は以下の通りです。

当社の取締役会は、迅速に意思決定することを継続して推進していくという観点から、取締役の人数の上限を7名としています。

社内の取締役候補としては、株主からの経営の付託に応えることができ、経営全体に責任を持つ会長・社長に加え、コンプライアンス等にも見識の深い内部管理統括責任者を指名しています。また必要に応じて、本部機能や営業を統括する執行役員の中から取締役候補を指名することがあります。

社外取締役候補については、変化の激しい環境に対応すべく迅速に意思決定することを念頭に、金融証券業務に関する幅広い知識、企業経営についての経験等を必要条件として複数名を指名しています。

取締役候補にかかる個別の人事案については、原案を代表取締役が作成し、社外取締役と協議した上で、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて決定することとしています。

監査役候補

当社の監査役候補の指名方針・手続は以下の通りです。

当社の監査役候補は、「企業経営における監査ならびに監査役機能の重要性」を実践できる者を指名いたします。監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要な豊富な経験と高度な専門性を有する者から複数指名することとしています。

監査役候補にかかる個別の人事案については、原案を代表取締役が作成し、社外取締役と協議し、監査役会の同意を経た上で、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて決定することとしています。

執行役員

当社の執行役員の選解任の方針・手続は以下の通りです。

執行役員の選解任にあたっては、取締役会より委任された業務を執行する資質の有無を基準に決定しています。

個別の人事案については、原案を代表取締役が作成し、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて決定することとしています。

3-1-(5)

当社は、取締役・監査役候補者を指名する際の説明については、選任を求める期の「株主総会招集ご通知」に記載しております。

また、現職の社外取締役、社外監査役の指名理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の項に、それ以外の取締役、監査役の指名理由については、本報告書の別紙にも記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は取締役会として判断・決定する事項を「取締役会規程」で定めております。その概要は、事業計画・方針の立案、株主総会に関する事項、決算に関する事項、重要な人事・組織に関する事項、資本政策に関する事項、重要な会社財産に関する事項、重要な契約の締結に関する事項、会社法等の法令及び定款に定める事項等です。経営陣は、取締役会で決定された経営の方針や計画に則し、日々の事業遂行を行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在7名の取締役を選任しておりますが、このうち4名は独立社外取締役として選任しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件、および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】

取締役候補の指名方針

当社の取締役会は、迅速に意思決定することを継続して推進していくという観点から、取締役の人数の上限を7名としています。現在の取締役会は、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案した7名（男性6名、女性1名）で構成されています。うち独立社外取締役は4名（男性3名、女性1名）です。

社内の取締役候補としては、株主からの経営の付託に応えることができ、経営全体に責任を持つ会長・社長に加え、コンプライアンス等にも見識の深い内部管理統括責任者を指名しています。また必要に応じて、本部機能や営業を統括する執行役員の中から取締役候補を指名することがあります。

社外取締役候補については、変化の激しい環境に対応すべく迅速に意思決定することを念頭に、金融証券業務に関する幅広い知識、企業経営についての経験等を必要条件として複数名を指名しています。

指名手続

取締役候補にかかる個別の人事案については、原案を代表取締役が作成し、社外取締役と協議した上で、独立社外取締役が過半数を占める取締役会にて決定することとしています。

【補充原則4-11-2】

当社は事業報告において、各取締役・監査役の他の上場会社との兼職を開示しています。2020年5月に公表した第100期報告書では当社の取締役・監査役に他の上場会社との兼職は無い旨記載していますが、2020年6月より今里栄作社外取締役が、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムの社外監査役を兼職しています。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会ではその実効性を評価・分析するために、2019年10月に取締役・監査役に対し、アンケートを実施し、その結果について取締役会で認識を共有した上で、取締役会全体の分析・評価を行っています。

アンケート結果の概要

現状の取締役会の規模・構成、審議時間や議案の選定等のプロセスや運営状況、社外取締役へのサポート状況などについて確認した結果、当社取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しました。

一方で、経営会議の活用や経営戦略・資源配分等に関する審議事項の増加、任意の委員会のより一層の活用など、議論をより一層活発化させるための課題も共有しました。

【補充原則4-14-2】

社内役員に対しては、取締役・監査役に必要な、法令遵守、コーポレートガバナンス、財務会計に関する知識等を提供します。

社外役員に対しては、当社の経営理念・経営戦略や事業の内容の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行ないます。また、必要に応じて、各事業所に於ける社員の面接も行います。

また、役員のトレーニングとして、外部研修・セミナーを積極的に活用します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については以下の通りです。

(イ) 公平・タイムリーな情報開示

株主・投資家を含む、全てのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな情報開示を行い、長期的な信頼関係を構築します。

(ロ) IRの体制

株主・投資家との対話につきましては、IRを担当する企画部担当役員が統括します。企画部IR担当者は対話を充実させるため、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署はIR担当者に協力します。

(ハ) 対話の方法

社長をプレゼンターとする機関投資家・アナリスト向け説明会を半期毎に開催します。そこで使用した資料は速やかに当社ホームページで開示しています。また、説明会の内容を全てのステークホルダーが閲覧できるよう、直近に開催された機関投資家・アナリスト向け説明会を動画で公開しています。個人株主・投資家向け説明会についても、2016年2月より始め、年2回程度実施しております。

(ニ) 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、企画部担当役員を通じて取締役会または経営会議等の場で経営陣にフィードバックし、企業価値向上に活用します。

(ホ) インサイダー情報の管理

対話に関わる担当者に対しては、インサイダー情報管理に関する教育を特に徹底し、関連法規や社内規程の遵守に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	5,230,585	7.87
公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,480,600	3.73
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,683,000	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,300,700	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,194,300	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,112,200	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,017,400	1.53
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	940,000	1.41
長尾 愛一郎	902,471	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式894,261株を所有しておりますが、当社は当該株式について議決権を有しないため、上記には記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長谷川 明	他の会社の出身者													
今里 栄作	他の会社の出身者													
角田 明義	他の会社の出身者													
植原 恵子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

長谷川 明	<p>長谷川明氏は、当社の株主かつ取引先である大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社)の業務執行に携わっております。</p> <p>同社は、当社株式を保有していますが、議決権保有比率は1%未満です。</p> <p>当社は、同社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める比率は1%未満です。</p> <p>また、当社は同社が運用する投資信託を販売していますが、同社が運用する投資信託の残高(MRFを除く残高)に占める当社の比率は1%未満です。</p> <p>(取引比率:2020/3期、議決権保有比率・投資信託残高比率:2020/3末現在)</p>	<p>長谷川明氏は、証券経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場で、適切な判断をしていただき、取締役会の意思決定および業務執行の監督等に貢献していただくため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、長谷川明氏は、当社の株主かつ取引先である大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社)の業務執行に携わっていましたが、退任後約12年が経過しており、現在は同社の経営に關与する立場にはなく、同社と当社の取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いと判断し、独立役員に指定しております。</p>
今里 栄作	<p>今里栄作氏は、当社の株主かつ取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社、および取引先である株式会社三菱UFJ銀行を傘下に持つ株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行に携わっております。</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社は当社株式を1,683,000株保有しています(議決権保有比率:2.53%)。</p> <p>当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから株式及び債券の売買取引を受注しており、それらの手数料額が当社営業収益に占める比率は1%未満です。</p> <p>また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社と株式事務代行委託契約等を締結しており、同契約に伴う支払額が当社販売費・一般管理費に占める比率は1%未満です。</p> <p>当社は、株式会社三菱UFJ銀行に900百万円の借入金残高があり、当社の総資産に占める比率は1.1%です。</p> <p>(取引比率:2020/3期、議決権保有比率・借入金残高:2020/3末現在)</p>	<p>今里栄作氏は、証券経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場で、適切な判断をしていただき、取締役会の意思決定および業務執行の監督等に貢献していただくため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、今里栄作氏は、当社の株主かつ取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社、および取引先である株式会社三菱UFJ銀行を傘下に持つ株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行に携わっていましたが、退任後約6年が経過しており、現在は同社の経営に關与する立場にはなく、同社と当社の取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いと判断し、独立役員に指定しております。</p>
角田 明義	<p>角田明義氏は、当社の株主かつ取引先である大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社)の業務執行に携わっております。</p> <p>同社は、当社株式を保有していますが、議決権保有比率は1%未満です。</p> <p>当社は、同社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める比率は1%未満です。</p> <p>また、当社は同社が運用する投資信託を販売していますが、同社が運用する投資信託の残高(MRFを除く残高)に占める当社の比率は1%未満です。</p> <p>(取引比率:2020/3期、議決権保有比率・投資信託残高比率:2020/3末現在)</p>	<p>角田明義氏は、証券会社、運用会社、証券業協会を経験され、それぞれ異なる角度から証券業と接し続けており、豊富な経験・実績・見識を有しております。中堅証券の監査役としての経験や、金融教育の実践者としての立場からも、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をしていただくため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、角田明義氏は、当社の株主かつ取引先である大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社)の業務執行に携わっていましたが、退任後約11年が経過しており、現在は同社の経営に關与する立場にはなく、同社と当社の取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いと判断し、独立役員に指定しております。</p>

植原 恵子	<p>植原恵子氏は、当社の株主かつ取引先である大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社)の100%持株会社である株式会社大和証券グループ本社の業務執行に携わっております。</p> <p>大和アセットマネジメント株式会社は、当社株式を保有していますが、議決権保有比率は1%未満です。</p> <p>当社は、同社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める比率は1%未満です。</p> <p>また、当社は同社が運用する投資信託を販売していますが、同社が運用する投資信託の残高(MRFを除く残高)に占める当社の比率は1%未満です。</p> <p>(取引比率:2020/3期、議決権保有比率・投資信託残高比率:2020/3末現在)</p>	<p>植原恵子氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場で、適切な判断をいただき、取締役会の意思決定および業務執行の監督等に貢献していただくため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、植原恵子氏は、当社の株主かつ取引先である大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社)の100%持株会社である株式会社大和証券グループ本社の業務執行に携わっていましたが、退任後約9年が経過しており、現在は同社の経営に関与する立場にはなく、同社と当社との取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いと判断し、独立役員に指定しております。</p>
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役報酬委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会は、取締役会の諮問に基づき、代表取締役の選解任、及びその基準等に関し審議し、答申します。指名委員会の委員及び委員長は取締役会の決議により、社外取締役の中から選任しております。

取締役報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、業務執行取締役の固定報酬及び賞与の額を決定します。ただし、全取締役の報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。また、取締役報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等に関し審議し、答申します。取締役報酬委員会の委員及び委員長は取締役会の決議により、社外取締役の中から選任しております。

別途、任意の委員会として、執行役員報酬委員会を設置しております。執行役員報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、執行役員等の固定報酬及び賞与の額を決定します。執行役員報酬委員会の委員及び委員長は取締役会の決議により、社外取締役と代表取締役の中から選任しております。ただし、委員長は原則として社外取締役から選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、内部監査部が定期的開催する内部監査報告会に出席し、社内各部門の内部監査結果について報告を受けております。この会議において、監査役は、内部監査部をはじめ関連各部に対し指導及び助言を行っております。

そのほか、社外取締役、監査役及び監理本部担当役員との連携を目的として毎月開催する業務連絡会で、内部監査部をはじめ監理本部の各部から報告を受けております。

監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内の重要な会議に出席しております。また、本部・営業部店への往査等で発見した事実、並びに想定されるリスクを各部門に伝達し、内部統制の有効性の向上を図っております。さらに、会計監査人から会計監査の年度計画の説明を受け、その実施状況を適宜確認するほか、会計監査の立会いを交え、検証しております。また、会計上重要と認められる事項については、監査役は会計監査人から直接説明を受け、綿密に意見交換するなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤井 滋	他の会社の出身者													
太田 泰司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 滋	<input type="checkbox"/>	<p>藤井滋氏は、当社の筆頭株主かつ取引先である日本生命保険相互会社の業務執行に携わっておりました。</p> <p>同社は、当社株式を5,230,585株保有しています(議決権保有比率:7.87%)。</p> <p>当社は、同社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める比率は1%未満です。</p> <p>また、同社と当社との間には団体定期保険の契約があり、その保険料額が当社販売費・一般管理費に占める比率は1%未満です。</p> <p>当社は同社に500百万円の借入金残高がございますが、当社の総資産に占める比率は1%未満です。</p> <p>(取引比率:2020/3期、議決権保有比率・借入金残高:2020/3末現在)</p>	<p>藤井滋氏は、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、藤井滋氏は、当社の筆頭株主かつ取引先である日本生命保険相互会社の業務執行に携わっていましたが、退任後約6年が経過しており、現在は同社の経営に関する立場にはなく、同社と当社の取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いと判断し、独立役員に指定しております。</p>
太田 泰司	<input type="checkbox"/>	<p>太田泰司氏は、当社の株主かつ取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行に携わっておりました。</p> <p>同社は当社株式を1,683,000株保有しています(議決権保有比率:2.53%)。</p> <p>当社は、同社から株式及び債券の売買取引を受注しており、それらの手数料額が当社営業収益に占める比率は1%未満です。</p> <p>また、当社は同社と株式事務代行委託契約等を締結しており、同契約に伴う支払額が当社販売費・一般管理費に占める比率は1%未満です。</p> <p>(取引比率:2020/3期、議決権保有比率:2020/3末現在)</p>	<p>太田泰司氏は、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識をお持ちで、かつ公認会計士資格もお持ちであり、その知識、経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、太田泰司氏は、当社の株主かつ取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行に携わっていましたが、退任後約9年が経過しており、現在は同社の経営に関する立場にはなく、同社と当社の取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主との間で利益相反となるおそれは無いと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役のうち社外取締役には付与していません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

執行役員も付与対象者になります。また、歩合外務員にも付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年4月1日から2020年3月31日までに係る当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次の通りであります。
社外取締役を除く取締役3名の報酬等の総額は90百万円です。内訳は、固定報酬が73百万円、賞与が10百万円、ストックオプション費用計上額が6百万円です。

また、社外監査役を除いた監査役3名の報酬等の総額は13百万円で、全て固定報酬の額です。
社外取締役4名及び社外監査役2名の計6名の報酬等の総額は65百万円で、全て固定報酬の額です。

(注)取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人分給与18百万円は含まれておりません。監査役の報酬等の総額には、2019年6月20日付で退任した監査役1名の報酬(2019年4月1日から2019年6月20日に係る金額)が含まれております。固定報酬に含まれる通勤定期代に消費税は含んでおりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等については、当社は連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項)

役員の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で支給しております。

取締役の固定報酬の決定に際しては、企業価値の維持・向上の観点や、人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえ、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案しております。

また、業績に対する取締役の労に報いるために賞与を支給する場合や、業績向上に対する意欲を一層高めるためにストックオプションを付与する場合には、別途、株主総会の承認を得ることとしております。

なお、当社では社外取締役に対しては、賞与並びにストックオプションは支給又は付与しておりません。

監査役の固定報酬の決定に際しても、企業価値の維持・向上の観点や、人材確保の観点を踏まえ、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。監査役に対しては、賞与並びにストックオプションは支給又は付与しておりません。

1 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役の報酬の総額については年額2億円以内、監査役の報酬の総額については年額400万円以内とする旨のご承認をいただいております。

今後、業務執行取締役の業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合等、報酬の設計方針等に関しては、取締役報酬委員会において議論を深めてまいります。

2 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

業務執行取締役の賞与の決定に際し、「経常利益」及び「当期純利益」を指標とし、総合的に判断します。
当該指標を選択した理由は、業績を評価するうえで客観性及び透明性を担保でき、業績連動報酬の指標として適切であると判断したためです。
業務執行取締役のストックオプション付与の決定に際し、業績連動報酬の指標として特に定めるものではありません。
業務執行取締役の賞与の額は、株主総会の決議の範囲内で、取締役会の委任を受けた社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定します。業務執行取締役に付与するストックオプションは、株主総会の決議により決定しております。

3 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業務執行取締役に支給する業績連動報酬に係る指標の目標は定めておりません。
なお、賞与に係る指標の実績は、連結経常利益が15億18百万円、連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)が7億92百万円、単体の経常利益は14億82百万円、当期純利益は7億68百万円でした。

4 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

取締役の固定報酬の決定に際しては、企業価値の維持・向上の観点や、人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえたうえで、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役職ごとにテーブルを定めております。賞与に係る役職ごとの方針は定めておりません。
監査役の固定報酬の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

5 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役の報酬の総額については年額2億円以内、監査役の報酬の総額については年額40百万円以内とする旨のご承認をいただいております。

また、2020年6月22日開催の第100期定時株主総会において、上記の報酬額とは別に、社外取締役を除く第100期に在任していた取締役3名に対し、総額10百万円を上限として賞与を支給する旨、及び社外取締役を除く取締役1名に対し、上記の報酬額とは別に、ストックオプションを3百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

6 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の名称、その権限の内容及び裁量の範囲(決定権限を有する者の名称と権限の内容及び裁量の範囲)

(1) 業務執行取締役の報酬額を決定する権限を有する者: 取締役報酬委員会

取締役報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、業務執行取締役の固定報酬及び賞与の額を決定します。ただし、全取締役の報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。また取締役報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等に関し審議し、答申します。

(2) 社外取締役の報酬額を決定する権限を有する者: 代表取締役及び社外取締役

社外取締役の固定報酬は、代表取締役及び社外取締役が協議のうえ決定します。ただし、社外取締役の固定報酬を含む全取締役の報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。

(3) 監査役の報酬額を決定する権限を有する者: 監査役

各監査役の報酬等に関する事項は、監査役の協議によって行うこととしております。ただし、監査役の固定報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。

7 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続きの概要

取締役報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、業務執行取締役の固定報酬及び賞与の額を決定します。
今後、業務執行取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関しては、取締役報酬委員会において議論を深めてまいります。

8 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

業務執行取締役の固定報酬並びに賞与の総額につきまして、取締役報酬委員会を開催し、決定しました。
なお、賞与に係る指標を取締役報酬委員会で審議し、取締役会にて決定しました。
社外取締役の固定報酬につきまして、代表取締役及び社外取締役の協議により決定しました。
監査役の固定報酬につきまして、監査役の協議により決定しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役および社外監査役に専従スタッフは配置しておりません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

長尾 榮次郎	参与	会社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言を行う。	常勤・報酬有	2017/6/22	1年(更新する場合あり)
小祝 寿彦	相談役	会社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言を行う。	常勤・報酬有	2020/6/22	1年(更新する場合あり)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 2名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(企業統治の体制の概要)

当社は2003年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。

同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を選任し、取締役会の意思決定の透明性の確保と監視機能の強化を図りました。以後、社外取締役を段階的に増員し、提出日現在では、取締役7名のうち4名が社外取締役となっており、取締役会議長を社外取締役が務めております。

また、取締役会の活性化を図るため2016年6月からは、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役が取締役の業務執行の監査を行っております。また、当社は監査役の監査機能の強化のため、監査役と内部監査部との連携強化を図っております。さらに2010年3月から、社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的とした業務連絡会を設置しております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツとの間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。

なお、提出日現在、当社は社外取締役4名と社外監査役2名を、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所に届け出ております。

2019年6月には、代表取締役の選解任、及びその判断基準等に関し、より一層の透明性を確保するため、任意の委員会として新たに指名委員会を設置しました。また取締役の報酬と執行役員の報酬の決定プロセスに、より一層の客観性と透明性を確保するため、2004年6月に設置した任意の報酬委員会を、任意の取締役報酬委員会と執行役員報酬委員会に改組しました。

企業統治に関わる会議体等は下記のとおりであります。

(企業統治の体制)

(1) 取締役会

取締役会は経営の意思決定機関として法令又は定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針及び経営上の重要な事項を決定し、経営全般の統括を行っております。取締役会の議長は社外取締役が務めております。

(2) 経営会議

経営会議(月1回開催)は、経営の意思決定のための協議機関であり、経営の基本方針、経営管理の執行方針、取締役会に付議すべき事項等を審議しております。経営会議の議長は代表取締役社長が務めており、構成員は取締役、監査役、執行役員など社長が指名する者です。

(3) 執行役員会

執行役員会(月1回開催)は、執行役員が担当する部門の業務執行状況を報告しております。なお、執行役員は、会社の方針・戦略に基づき担当部門の責任者として、業務執行にあっております。執行役員会の議長は代表取締役社長が務めており、構成員は取締役、監査役、執行役員です。

(4) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、2名の社外監査役を含む4名の監査役で監査役会を構成しております。監査役会は監査役会規程、監査基準及び監査方針を定め、毎年、監査計画を策定する他、法令諸規則に定める必要な決議を行っております。

各監査役は監査計画に沿って業務を分担して監査手続きを実施しており、監査の結果は月次の監査役会で共有しております。監査役会の議長は社外監査役が務めており、構成員は監査役4名です。

(5) 指名委員会

当社は任意の委員会として、指名委員会を設置しております。指名委員会は、取締役会の諮問に基づき、代表取締役の選解任、及びその判断基準等に関し審議し、答申します。

指名委員会の委員及び委員長は取締役会の決議により、社外取締役の中から選任しております。

(6) 取締役報酬委員会

当社は任意の委員会として、取締役報酬委員会を設置しております。取締役報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、業務執行取締役の固定報酬及び賞与の額を決定します。ただし、全取締役の報酬の総額は、株主総会で決議された金額の範囲内としております。また取締役報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等に関し審議し、答申します。

取締役報酬委員会の委員及び委員長は取締役会の決議により、社外取締役の中から選任しております。

(7) 執行役員報酬委員会

当社は任意の委員会として、執行役員報酬委員会を設置しております。執行役員報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、執行役員等の固定報酬及び賞与の額を決定します。執行役員報酬委員会の委員及び委員長は取締役会の決議により、社外取締役と代表取締役の中から選任しております。ただし、委員長は原則として社外取締役から選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の観点から、(1)2003年6月から、社外取締役1名の選任を行い、その後段階的に増員し、提出日現在では、取締役7名のうち4名が社外取締役であります。(2)社外取締役、監査役が取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内的重要な会議に

出席し、社外取締役は経営のモニタリングを、監査役は取締役の職務の執行を監査する、(3)監査役と内部監査部との緊密な連携を図る等により、業務執行の監視体制の実効性を高め、ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。

また、社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的とした業務連絡会を設置することにより、ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ、議案を充分ご検討いただけますよう、株主総会の3週間前に招集通知を発送しております。今年は、2020年5月29日に発送致しました。また、同様の内容を、2020年5月22日に当社ホームページに掲載致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご参加いただけますよう、例年集中日を避けた株主総会の開催を心がけております。今年(第100期定時株主総会)は、2020年6月22日(集中日は、26日)に開催致しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン・スマートフォンまたは携帯電話から、当社指定の議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、インターネットを介した議決権行使をすることが可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
その他	総会におきまして、事業報告の内容等をスライド画面を用いて説明するなど、株主の皆様に来る限りわかりやすく説明するよう心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年度は、日本証券アナリスト協会主催の個人投資家向けIRセミナーに、昨年8月と今年2月に参加致しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期より、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催しております。開催頻度は、第2四半期決算説明会が1回、通期決算説明会が1回の年間2回です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算に係る情報は、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書をはじめ、決算説明会の資料や動画も掲載しております。そのほか、事業報告書、各種プレスリリース等もホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署は、企画部です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、創業以来「お客様本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「お客様満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。</p> <p>また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様へ提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。</p> <p>当社の株主の皆様のご利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。当社は、証券業務に求められるこのような公共性、お客様満足及び経営の効率性のいずれも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主様、お客様、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。</p>

環境保全活動、CSR活動等の実施

(CSR活動)

・毎年送付先不明等で返送された株主優待のお米を日本赤十字社を通じて児童養護施設に寄贈しています。この取り組みは1995年から行っており、昨年までに累計で約5,300kgのお米を贈っています。

・内閣府などが主導する「子供の未来応援国民活動」の一環である「こどものみらい古本募金」にも取り組んでおります。古本の回収ボックスを全店舗に設置しており、回収された古本の査定額が基金に寄付されます。寄付された資金は、子供たちを支援するために使われます。

・日本証券業協会が主導する子供の貧困問題解決を目的とした証券会社と子供を支援するNPO法人等を結ぶ「こどもサポート証券ネット」に加入し、当社が受け取る株主優待品などを提供しています。

・毎年開催されている東日本大震災義援金セミナーに、2012年より協賛しております。このセミナーは協賛金とセミナーの参加費を義援金として集め、その義援金は石巻と東北地方への教育支援を目的とした「テイラー・アンダーソン記念基金」に寄付されます。

・医療技術開発等の向上に役立てるため、医療関係の財団に毎年寄付を行っております。

(環境保全活動)

・環境への配慮の活動として、クールビズや低消費電力への対応に加え、低燃費車の導入や社内で使用するコピー用紙に再生古紙などの環境配慮型製品を使用しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとする。

1 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号)

当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、コンプライアンスの重要性を全役職員に周知徹底する。

監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。

内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役及び監査役へ報告する。

社外取締役、監査役、内部監査担当役員の連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。

当社の社外取締役、監査役、社外窓口へ直接報告できる内部通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内での不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

当社は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与を防止するため内部管理態勢を整備する。

財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

2 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存する。

3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号)

監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、当社の代表取締役にその管理状況を報告する。

情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」を宣言し、「情報管理基本規程」を定め、会社保有情報における情報セキュリティを確保する。社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報セキュリティ責任者が統括する。個人情報については、「プライバシーポリシー」を宣言し、「個人情報保護に関する基本規程」等を定め、情報漏えいの未然防止に努める。

システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を定め、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。

自然災害、テロ、感染症等に代表される事業継続リスクについては、事業継続計画(BCP)を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。

当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。

4 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号、5号)

当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図る。

当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。

当社は、任意の取締役報酬委員会、任意の執行役員報酬委員会を設置し、取締役および執行役員の報酬決定プロセスに関する客観性、透明性を確保する。

当社は、任意の指名委員会を設置し、代表取締役の選解任及びその判断基準等に関する透明性を確保する。

当社及び子会社の取締役へのストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の醸成を図る。

5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

6 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則100条1項5号イ)

当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則100条3項2号、3号)

監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。

9 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制(会社法施行規則100条3項4号イ)

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。

取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。

(2) 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制(会社法施行規則100条3項4号ロ)

当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。

10 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則100条3項5号)

当社は、前項(1)、(2)の報告をした者に対して不利益な取扱いを行わない。

11 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)

当社は、監査役職務の執行について必要な費用等を支払う。

12 その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)

代表取締役は、全役員職員の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境整備に努めるものとする。

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社に対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。

内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役職務の遂行を補助する体制の確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しております。この基本方針に則り、組織的な対応を推進するための統括部署を定め、反社会的勢力関連情報の収集・管理の一元化を行うとともに、警察や弁護士など外部専門機関との連携も図っております。

また、規程やマニュアルの整備や研修実施等の態勢整備に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ないし当社株主の共同の利益の最大化のため、下記の通り、「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を更新することを決議し、2020年6月22日開催の当社定時株主総会においてその承認を得ております。

（目的）

大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主に代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の共同の利益の最大化に反する大規模買付行為を抑止する枠組みとして、本対応方針を一部改定の上、更新することとしました。

（概要）

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

（1）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

（2）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為がその他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主に対する当社取締役の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」に定める「本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合」に該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会を経た上で、本ガイドラインに基づき新株予約権の無償割当てを決議することとします。

また、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこととします。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、大規模買付行為者が、所定の手続きに則り市場においてその所有する当社株式を売却したときは、売却した株式数に相当する範囲内で新株予約権の行使を認めることとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。

詳細につきましては、2020年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」に記載しております。（当社ホームページ https://www.marusan-sec.co.jp/ir/press/pdf/200515_5.pdf に掲載しております。）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、会社情報の適時開示について、当社発行の有価証券を上場している金融商品取引所の適時開示規則等を遵守し、株主及び投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報を、適時、公平かつ正確に開示するよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社では、会社情報の適時開示に係る所管部署を企画部としております。会社の重要な情報は企画部に集約され、適時開示規則等に基づき企画部担当役員が適時開示の要否の判断を行い、以下の手順で開示を進めております。

3. 適時開示が行われるまでの手順

（1）決定事実に関する情報

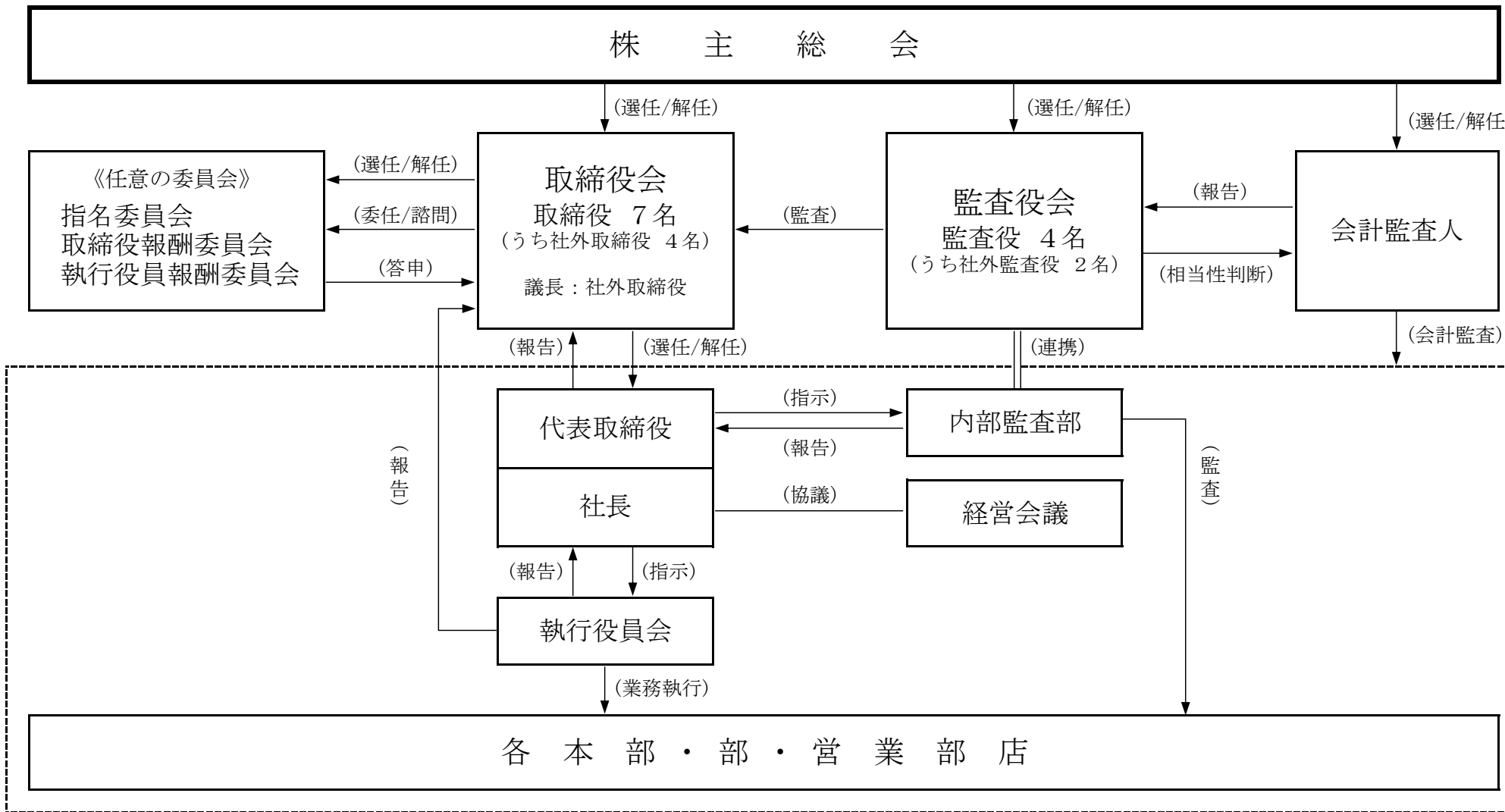
各部署から取締役会に付議される案件は、事前に企画部に通知されます。企画部担当役員は、金融商品取引所の適時開示規則等に則って当該案件の適時開示の要否を判断し、取締役会に報告します。適時開示が必要なものについては、取締役会の承認後速やかに情報を開示しております。

（2）発生事実に関する情報

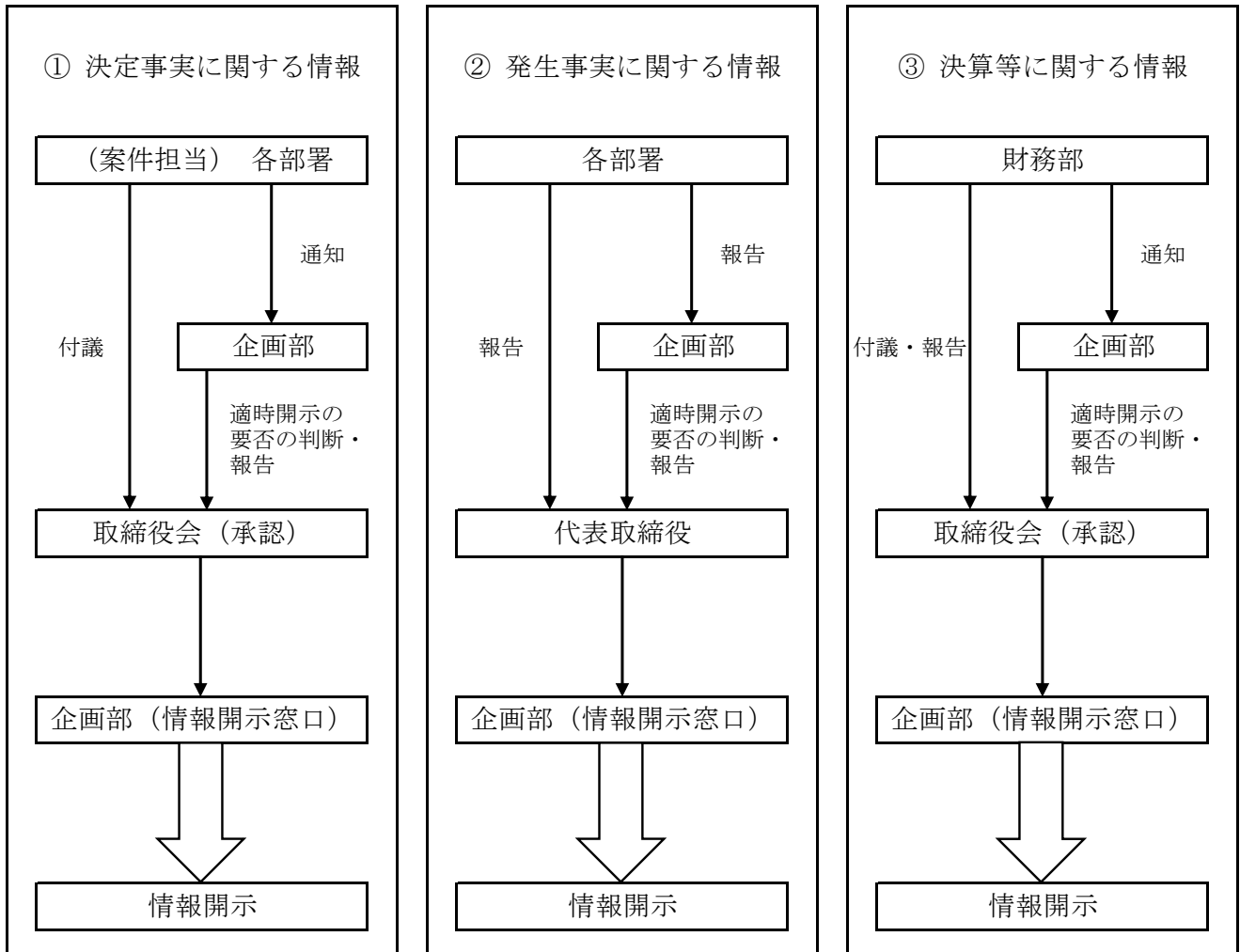
発生事実に関する情報は、発生事実の当該部署から代表取締役並びに企画部に報告されます。企画部担当役員は当該情報の適時開示の要否を判断して代表取締役に報告し、適時開示が必要なものについては、速やかに情報を開示しております。

（3）決算等に関する情報

財務部から取締役会に付議・報告される決算等に関する情報は、事前に企画部に通知されます。企画部担当役員は、当該情報の適時開示の要否を判断し、取締役会に報告します。適時開示が必要なものについては、取締役会の承認後速やかに情報を開示しております。



(適時開示体制の概要図)



(別紙)

取締役・監査役の指名理由

役職	氏名	指名理由
取締役社長 (代表取締役)	菊地 稔	当社の主力商品である投資信託部の業務を長年経験するとともに、人事部長、投資信託部長として、当社の経営戦略、商品戦略作成に貢献しております。さらに2017年6月より代表取締役副社長に、2018年6月より代表取締役社長に就任し、業務執行統括者としての経験を積んでおり、その知識と経験は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として指名し、社長に選任いたしました。
専務取締役 (代表取締役)	服部 誠	リテール営業では2店舗で支店長を経験し、営業現場を熟知したうえで、営業本部、エクイティ本部において本部業務を経験し、市場動向の分析にも習熟しています。この経験や知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として指名し、専務に選任いたしました。
取締役	建壁 徳明	法人業務とコンプライアンス業務を熟知するとともに、2018年6月より取締役執行役員監理本部長として、当社の内部管理態勢の強化に取り組んでおり、今後も当社に欠かせない人材と判断し、取締役として指名いたしました。
監査役	山崎 昇	2004年6月から長年にわたり当社財務部長を務め、当社の財務に精通しているとともに、当社子会社2社の取締役も兼務し、当社グループの業務を熟知しています。その知識、経験を今後も当社の監査に生かしていただくため、監査役に指名いたしました。
監査役	小久保 恒哉	当社の株式部門、個人営業部門、人事・総務部門の要職を歴任され、当社の実情に通じており、また2007年からは監査役として、監査に関する経験も積まれています。その豊富な経験と幅広い見識を、今後も当社の監査に生かしていただくため、監査役に指名いたしました。

社外取締役、社外監査役の指名理由については、本報告書の「Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の項をご覧ください。